なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第二号	地方公務員等共済組合法第七十九条第三項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第三号	第二十五条において準用する法第七十七条第四項	第四十八条の二の規定によりその例によることとされる適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十	法第九十三条の五第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条第二項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第一号	法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいい、旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第二号	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
	法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第三号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第四号から第六号まで	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第七号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第八号及び第九号	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間

なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十一号から第十三号まで	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十四号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十五号	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十六号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十七号	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十八号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第十九号	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第二十号	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十第二十一号	の組合員期間	の旧国共済施行日前期間
	法第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の二十一の表法第二条第一項第三号の項	第七十四条の五、第九十一条第三項	第七十四条の五
	、第百十一条第三項第一号並びに	並びに